

## 閑散期におけるにぎわい創出事業実施業務公募型プロポーザル説明書

### 1 業務概要

- (1) 業務名  
閑散期におけるにぎわい創出事業実施業務
- (2) 委託期間  
契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- (3) 業務内容  
別紙「閑散期におけるにぎわい創出事業実施業務基本仕様書」のとおり。
- (4) 概算事業費  
本業務に係る費用は、48,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。
- (5) 契約担当課  
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局観光政策部観光企画担当（本庁舎5階）  
TEL 082-504-2243（直通）  
E-mail kanko-kika@city.hiroshima.lg.jp

### 2 全体スケジュール

- ・ 公示日 令和8年5月 1日（金）
- ・ 質問受付期限 令和8年5月20日（水）
- ・ 参加資格確認申請書提出期限 令和8年5月20日（水）
- ・ 企画提案書提出期限 令和8年6月 3日（水）
- ・ 審査委員会（ヒアリング） 令和8年6月10日（水）（予定）
- ・ 審査結果通知 令和8年6月中旬（予定）

### 3 参加資格

参加する者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないこと。
- (2) 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 再委託する場合の再委託予定事業者は、上記(1)から(5)の条件を全て満たしていること。なお、再委託予定事業者が、他の参加者の再委託予定事業者と重複することは妨げない。

### 4 参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出書類  
次に掲げる書類を全て提出すること。
  - ア 参加資格確認申請書（様式1） 1部
  - イ 履歴事項全部証明書（写し可） 1部

ウ 広島市税の納税証明書（写し可） 1部

「令和〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

なお、本市に納税義務がない場合は、申立書（様式6）を提出すること。

エ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署長が発行する納税証明書「その3の3」（電子納税証明書は不可。証明年月日が参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(2) 提出期間

公示日から令和8年5月20日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

前記1(5)に同じ

(4) 提出方法

参加資格確認申請書（様式1）のほか、必要な書類を持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(5) 参加資格確認結果の通知

令和8年5月22日（金）までに参加者資格確認結果を通知する。

## 5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和8年5月20日（水）までの閉庁日を除く毎日。  
午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 前記1(5)に同じ。

ウ 受付方法 質問書（様式2）に記入の上、電子メールにより提出すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、電子メールにより質問者に直接回答し、前記1(5)において、令和8年6月3日（水）までの閉庁日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、令和8年6月3日（水）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

## 6 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の記載項目

様式5のとおり。

(2) 提出期限

令和8年6月3日（水）正午

(3) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(5) 提出部数等

次のア、イ、ウを提出すること。

ア 企画提案書正本（様式3（正本用表紙）＋様式5） 1部

イ 企画提案書副本（様式4（副本用表紙）＋様式5） 8部

(6) 参考見積書等の提出

提案内容を踏まえた参考見積書（積算内訳書を含む。）を、企画提案書の提出時に併せて1部提出すること。（※参考見積書は、評価の対象としない。）

(7) 留意事項

ア 企画提案書は1者1提案とし、2つ以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

イ 企画提案書正本用表紙（様式3）には、提案者名等を記載すること。副本用表紙（様式4）には、社章など、提案者が類推できる表現は記載しないこと。

ウ 企画提案書に記載する内容は、イメージ図などを用い、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすく記載すること。

エ 採用された提案の著作権は本市に帰属する。

オ 企画提案書の再提出は、提出期限までに限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

## 7 ヒアリングの実施

閑散期におけるにぎわい創出事業実施業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の提出者を対象に、委員によるヒアリングを実施する。

(1) 実施日 令和8年6月10日（水）（予定）

(2) 方法 Microsoft Teams 又は Zoom を利用したオンライン形式

(3) 待ち時間 1提案につき原則30分（企画提案書説明20分、質疑応答10分）（予定）

(4) 出席者 出席人数は3名以内とすること。

(5) 留意事項

ヒアリングを欠席するとともに、プロポーザルの参加を取りやめようとする者は、ヒアリング実施日前日の午後5時15分までに、取下願（様式7）に記入の上、持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

## 8 審査

(1) 審査方法

審査・評価は公正かつ客観的に行うため、審査委員会において受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、提案者の得点が、本市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していない場合においては、受託候補者として特定しない。

イ 得点の総計が最も高い提案者が複数あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する（令和8年6

月中旬を予定。)

(5) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに参加者数、最高得点者の名称及び総得点について、本市ホームページにおいて公表する。

## 9 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。

(2) 契約を締結する場合には、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 受託候補者と協議が整わなかった場合等は、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約をする。

(5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

## 10 その他

(1) 企画提案書及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。

(4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

(5) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(6) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から受託候補者特定結果の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

## 11 問合せ先

前記1(5)に同じ。